

次期計画の骨子（案）

1 次期計画の基本理念

（1）背景

国は「第3次循環型社会形成推進基本計画」等において、低炭素社会を考慮した循環型社会の形成のため、国民、行政、事業者、NPO等の多様な主体が、それぞれの役割を果たしていく必要があるとしており、とりわけ、3Rの中でもリサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組みを優先する社会システムの構築を目指すこととしている。

また、国は、大規模な自然災害等による膨大な災害廃棄物の処理についても迅速かつ適切に対応できるよう、廃棄物処理システムの強靱化について掲げている。

一方、本市の状況としては、平成19年度から「焼却ごみ1/3削減」を目指し、町内自治会等を対象とした説明会などによる普及啓発をはじめ、家庭ごみの収集体制の見直し、家庭ごみ手数料徴収制度の導入等様々な取組みを実施し、市民・事業者の皆様、一人ひとりがごみ減量に取り組んでいただいた結果、25万4,000トンの削減目標を達成した。

今後は、3用地2清掃工場運用体制による安定的かつ継続的なごみ処理を図るとともに、低炭素社会を考慮した循環型社会の実現のため、一層のごみ減量・再資源化の推進が求められるとともに、長期的かつ総合的な視点によるごみ処理施設の整備が必要である。

（2）基本理念案

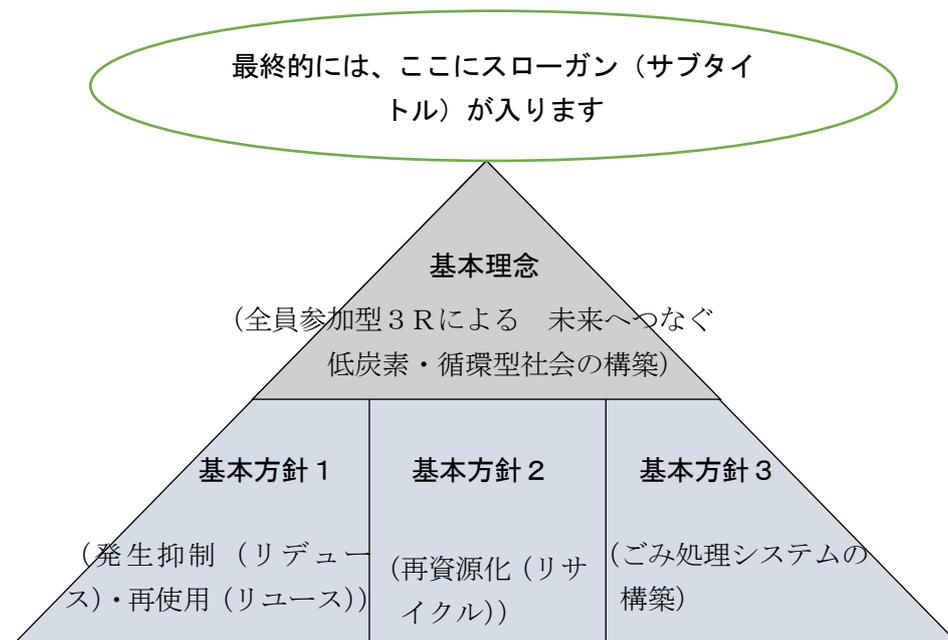
市民・事業者・市の各主体による3Rの取組みを着実に推進し、循環型社会の構築を目指すことで、市民が安心して生活できる3用地2清掃工場運用体制を継続していくとともに、良好な環境と資源を引き継ぐ「持続可能な社会」を実現していくことを、最上位の目標として位置づける必要があることから、15年間における本市の基本理念は以下のとおりとする。

基本理念案：全員参加型3Rによる 未来へつなぐ

低炭素・循環型社会の構築

2 基本方針と事業の考え方

前述した基本理念と、本項で検討する基本方針の位置づけは、以下のとおりとする。



基本理念を達成するための基本方針は、現行計画の構造を踏襲し、「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）」「再資源化（リサイクル）」「ごみ処理システムの構築」の3点から構成するとともに、それぞれの基本方針に向けた具体事業を立案・実施していくこととする。

(1) 基本方針1 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）

ア 方向性

現行計画の基本方針1は、3Rのうち優先すべき発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）をごみの排出者である市民・事業者に、ごみの減量に対する理解と関心を深め取組みを促すような啓発事業を推進し、ごみを出さない社会づくりを目指すものである。

次期計画においても基本的な方向性としてはこれを踏襲しつつ、年齢層や事業所種別など状況に見合ったきめ細やかな普及・啓発により、市民・事業者一人ひとりにごみ減量意識を浸透させ、さらなる2R（リデュース・リユース）の推進を図り、ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立を目指していく。

イ 基本方針案

一人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による、2R（リデュース・リユース）を目指します。

(現行計画→市民・事業者・市の協働によるごみを出さない社会づくりを推進します。)

ウ 基本方針実現のための施策展開の方向性

発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）のための事業については、本市が従来から取り組んできた「ちばルール」をはじめとする普及啓発事業が掲げられており、一部改善すべき点を見直した上で継続実施することが基本となる。

「ちばルール」に関する協定店の拡充、普及啓発及び取組みPRの強化や食品ロス削減の推進など新たな取組みの推進、幅広い年齢層が自発的に3Rに取り組めるような世代別の環境学習プログラムの推進、さらには、生ごみの排出抑制に向けた生ごみ減量処理機・肥料化容器の購入費用に対する補助金制度の拡充やPRの強化等、既存事業の見直しを行いつつ、市民・事業者一人ひとりが積極的に取り組めるような新規事業についても検討していく。

特に、生ごみ対策としては、肥料化が難しいコンポストの使用法のPRなどにより、生ごみ減量処理機・肥料化容器の普及を図るほか、都市部における生ごみ発生抑制の先行事例を参考に生ごみの水分を減らす取組みを検討していく。

さらに、発生抑制のための普及啓発については、年齢層や事業所種別にターゲットを絞り、それぞれ効果的なプログラムを設定し、きめ細やかに実施していく。

エ 個別事業の統廃合

(ア) ごみ出し支援サービスの実施【現行計画7】

本事業は基本方針1と3に共通するものとなっているが、サービスという面があるものの実際の業務としては収集運搬に位置づけられるものであり、基本方針3にのみ位置づけて整理する。

【現行】ごみ出し支援サービスの実施



【次期】(削除)

※『ごみ出し支援サービスの実施』として、基本方針3にのみ掲載

(イ) 環境美化の推進・不法投棄の防止【現行計画8】

本事業のうち不法投棄の防止については、平成26年2月からの家庭ごみ手数料徴収制度による不法投棄の増加を防ぐために、次期計画ではより強化すべき施策である。また、環境美化の推進については、個別事業名を市民によりわかりやすい文言にするとともに、推進事業と支援事業とに分けて整理するのが望ましい。そのため、以下のとおりとする。

【現行】環境美化の推進・不法投棄の防止



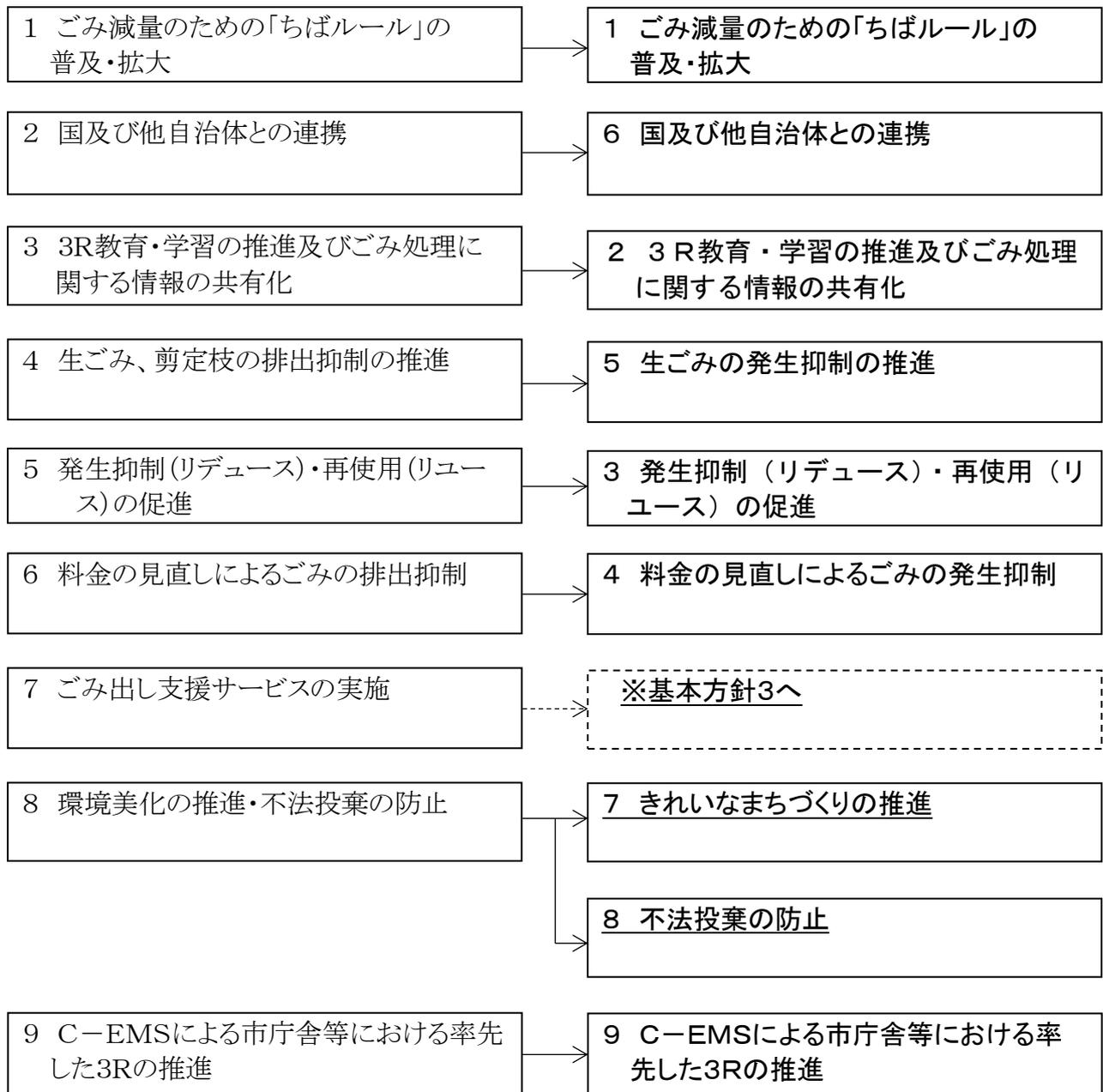
【次期】きれいなまちづくりの推進
不法投棄の防止

■基本方針1の個別事業

(現 行)

※事業は内容ごとに並べ替えを行っている。

(次 期)



(2) 基本方針2 再資源化（リサイクル）

ア 方向性

現行計画の基本方針2は、プラスチック製容器包装、剪定枝、生ごみなどの新たな資源化品目の拡充を含む高度な資源化への挑戦により、焼却ごみ量の継続的な削減を目指すものである。

次期計画では、3用地2清掃工場運用体制での安定的なごみ処理に向けた焼却ごみ量の削減を確実なものとするとともに、再資源化を推進し焼却灰の量を少なくすることにより最終処分場の延命化を図るため、必要性・有効性重視の「高度な再資源化」という視点から、「再生利用率を高める効果的な再資源化」という現実性重視の視点へシフトすることが必要である。

また、再資源化の推進においては、地域コミュニティや事業者との連携が不可欠であることから、市民・地域・事業者・行政の連携を強化するとともに、地域におけるごみ減量・再資源化を推進する人材の育成を目指していく。

イ 基本方針案

再生利用率を高めるための効果的な再資源化施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援により、さらなる焼却ごみ量の削減を目指します。

(現行計画→分別の徹底・推進・拡充による高度な資源化への挑戦により、焼却ごみの継続的な削減を目指します。)

ウ 基本方針実現のための施策展開の方向性

再資源化・焼却ごみ削減のための事業については、剪定枝や生ごみ等の再資源化・焼却ごみ削減に寄与する再生利用率を高める効果的な再資源化品目を中心に事業展開を図るとともに、新たな再資源化品目の検討も継続していく。

また、使用済小型家電や廃食油等の既存の再資源化品目についても、情報提供の強化や排出機会の拡充を視野に入れ、分別徹底・推進・拡充を目指していく。

特に、廃食油はバイオディーゼルとして活用でき、環境にやさしいため、商店街や町内自治会の方にご協力いただき、取組みを推進していく。

そのためには、市民と事業者との連携による資源物の回収拠点の充実をはじめ、集団回収量の増加に向けた取組みの検討、地域の課題に応じた市民説明会等の実施や地域においてごみ減量・再資源化を推進する人材の育成など、地域が主体となった減量・再資源化の実現を目指していく。

また、分別徹底による再資源化を推進するためには、ごみ排出ルールの遵守指導や指導徹底が必要不可欠であり、地域のごみ出し時間に応じたごみステーション調査や、清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施により、不適正排出を減らしていく。

なお、次期計画における再資源化施策にかかる費用は、リサイクル等推進基金を財源とすることを検討しており、財源に限りがある（平成26年度末基金残高見込み4億6,083万円、平成27年度予算収支2億5,789万円）。

エ 個別事業の統廃合

(ア) 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援【現行計画10】

(イ) 地域コミュニティ・事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進【現行計画11】

現行計画10「市民・事業者との協働」については、現行計画11「地域コミュニティ・事業者間ネットワークの活用」と関連づけて検討する必要があることから、次期計画では10と11を統合する。

【現行】市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援

地域コミュニティ・事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進



【次期】市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援

※現行計画10と11を統合

(ウ) プラスチック製容器包装の再資源化の推進【現行計画14】

費用対効果等の理由により実施しないが、国が法改正を行う場合を見据え、個別事業「さらなる再資源化品目の検討・推進施策」の具体事業として引き続き情報収集と検討を行う。

また、単一素材プラスチックの拠点回収等の再資源化の実施についても、個別事業「さらなる再資源化品目の検討・推進施策」に位置づける。

【現行】プラスチック製容器包装の再資源化の推進



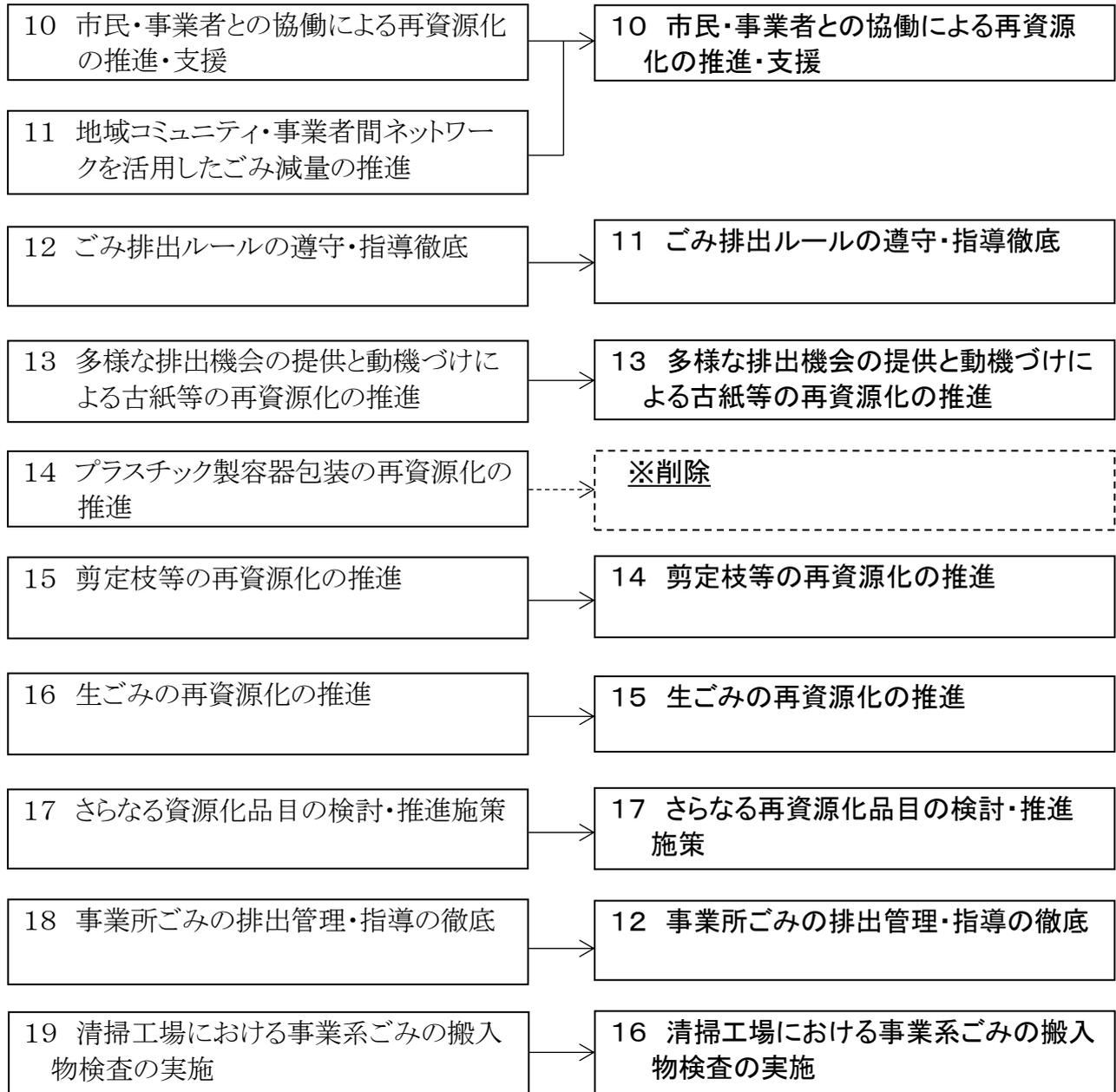
【次期】(削除)

※事業は内容ごとに並べ替えを行っている。

■基本方針2の個別事業

(現 行)

(次 期)



(3) 基本方針3 ごみ処理システムの構築

ア 方向性

現行計画の基本方針3は、低炭素・循環型社会に貢献するとともに、経済・効率性と安定・継続性に優れた資源循環システムを構築することを目指すものである。

次期計画においても基本的な方向性としてはこれを踏襲し、資源循環を含めた経済・効率性や安定・継続性に優れたごみ処理体制の構築に加え、国による災害廃棄物対策の考え方と整合を図り、大規模な自然災害等による膨大な災害廃棄物の処理等のリスクを回避できる強靱な処理システムの構築を目指していく。

また、処理施設の整備にあたっては、廃棄物エネルギーを有効活用して、環境にやさしく、地球環境の向上に寄与できるような施設とする。

イ 基本方針案

低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と

安定・継続性に優れた、強靱なごみ処理システムの構築を目指します。

(現行計画→低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れたシステムの構築を目指します。)

ウ 基本方針実現のための施策展開の方向性

ごみ処理システムの構築のための事業については、収集運搬体制の合理化を図るとともに、収集運搬については、環境にやさしい収集車の導入などにより、低炭素社会の実現を目指していく。

また、新たな施設整備計画の策定に伴い、連動して廃棄物処理施設の計画的な整備を位置づける。

超高齢社会の到来に備えた施策は重要であり、ごみ出し支援サービスについては、事業を抜粋した高齢者にわかりやすいパンフレット作成など周知啓発の充実を図り、ごみ出し支援事業の利用拡大を促進していく。

焼却施設については、3用地2清掃工場運用体制の継続を確実に実現するために、新清掃工場における高効率なエネルギー回収や最終処分場の延命化を考慮したガス化熔融方式による焼却残渣の資源化を中心に、資源循環システムの構築を目指していく。災害時には自立した稼働が可能な施設とするとともに、防災拠点とすることも視野に入れる。

あわせて、リサイクル施設、最終処分場についても、計画的に次期施設整備の検討を進めるとともに、安定的・効率的な運営を行っていく。

また、ごみ処理にかかる総費用の削減やごみ処理システムの効率化を進めるため、市施設のみならず、民間施設についても最大限に活用し、ここ数年は焼却処理量がほぼ横ばいである事業系ごみ処理量の削減推進や、剪定枝等の再資源化施策の推進に加え、災害時に備えたごみ処理リスクの分散を図っていく。

さらに、ごみ処理システムを最適化していく中で、処理困難物についても処理ルートの新構築を目指していく。

エ 個別事業の統廃合

(ア) ごみ出し支援サービスの実施【現行計画7・基本方針3に再掲】

本事業は基本方針1と3に共通するものとなっているが、サービスという面があるものの実際の業務としては収集運搬に位置づけられるものであり、基本方針3にのみ位置づけて整理する。

【現行】ごみ出し支援サービスの実施（基本方針1・3に掲載）



【次期】ごみ出し支援サービスの実施（基本方針3に掲載）

(イ) 安定的な処理体制を目指したごみ処理施設の配置・整備計画の推進【現行計画25】

焼却施設・リサイクル施設・最終処分場の将来的な施設配置等のあり方について長期的・総合的な視点で検討した結果、現在の3清掃工場体制から、3用地2清掃工場運用体制へ移行することとしている。ここでは、清掃工場、リサイクル施設、最終処分場の整備またはリニューアルを計画しており、内容が多岐にわたることから、次期計画では3つに分けて整理する。

【現行】安定的な処理体制を目指したごみ処理施設の配置・整備計画の推進



【次期】安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の計画・整備
安定的・効率的な処理体制を目指したリサイクル施設の計画・整備
安定的・効率的な処理体制を目指した最終処分場の計画・整備

(ウ) 新たな資源化システムの検討【現行計画26】

本事業の内容のうち、民間施設の活用については現行計画21・22、新浜リサイクルセンターの高機能化については現行計画25に含まれること、また、エネルギー利用の強化については次期計画の新たな個別事業「安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の計画・整備」に含まれることから、個別の事業としては削除とする。

【現行】新たな資源化システムの検討

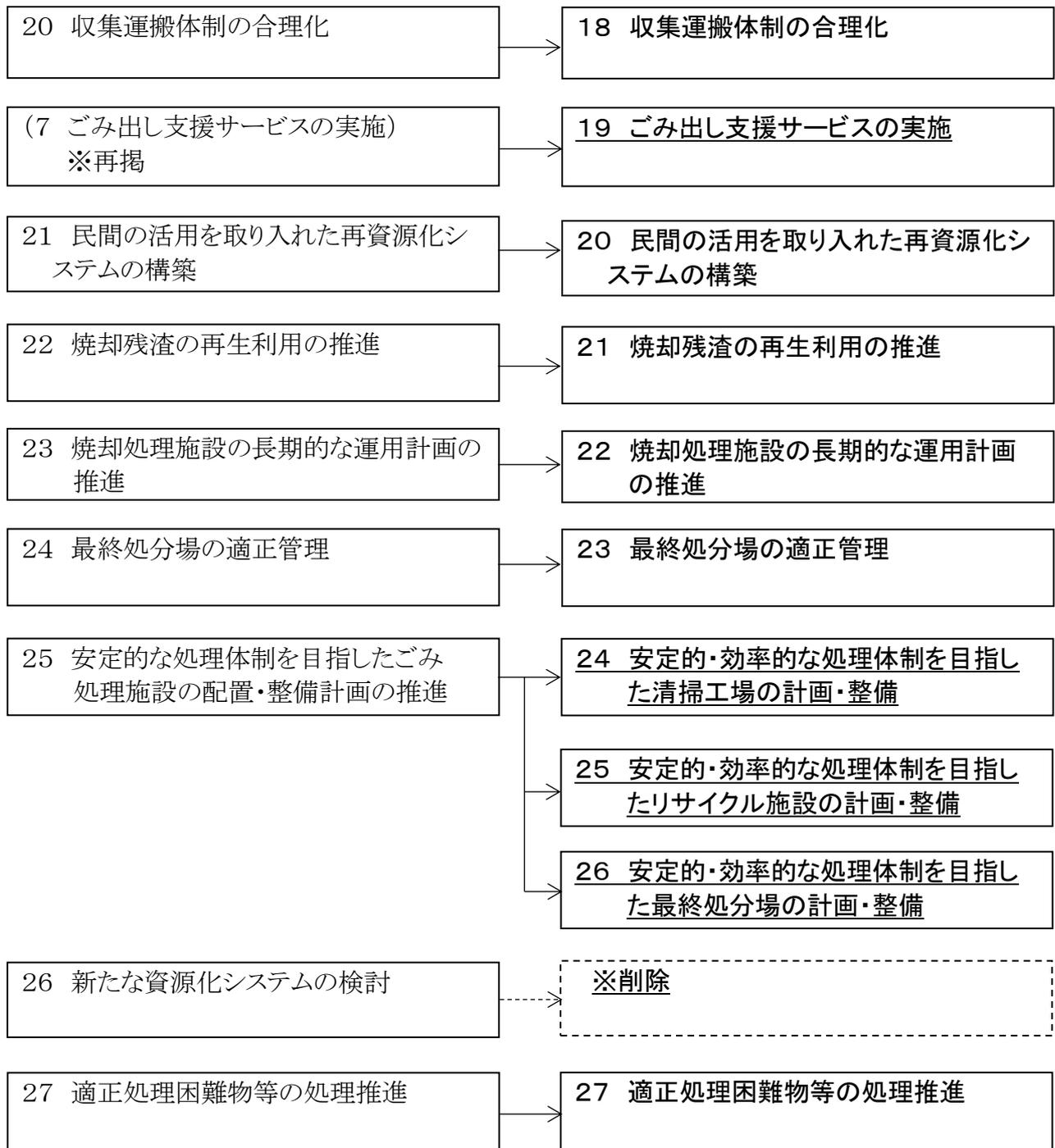


【次期】（削除）※次期計画20、21、24、25に掲載

■基本方針3の個別事業

(現 行)

(次 期)



3 個別事業の整理

(新) が新規事業、(拡) が拡充事業、下線が修正箇所。
 ※次期計画の個別事業番号については、内容ごとに並び替えを行っています。

現行計画（24年3月策定）	次期計画案（29年3月策定）	
基本方針1 市民・事業者・市の協働によるごみを出さない社会づくりを推進します。	基本方針1	新規・拡充事業の内容
<p>1 ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大</p> <p>(1) 「ちばルール」の普及・啓発の強化</p> <p>①各種広報媒体等を活用した、市民・事業者に対する積極的な「ちばルール」の普及啓発</p> <p>②「ちばルール」協定店の拡充とPR</p> <p>(2) 「ちばルール」の施策の推進</p> <p>①ごみの減量や再資源化に貢献したちばルール協定店に対する優良店表彰制度の実施</p> <p>(3) 「ちばルール」の施策の見直しと新たな取り組みの実施</p> <p>(4) 「ちばルール」の効果検証と次の展開に向けた検討</p>	<p>1 ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大</p> <p>(1) 「ちばルール」の普及・啓発の強化</p> <p>①各種広報媒体等を活用した、市民・事業者に対する積極的な「ちばルール」の普及啓発</p> <p>(拡) ②「ちばルール」協定店の拡充と店頭回収品目の充実</p> <p>(2) 「ちばルール」の施策の推進</p> <p>①ごみ減量や再資源化に貢献した協定店に対する優良店表彰制度の実施</p> <p>(新) ②食べきり協力店制度による生ごみ減量・食品ロス削減の推進</p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p>(4) 「ちばルール」の効果検証と次の展開に向けた検討</p>	<p>1 ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大</p> <p>(1) 「ちばルール」の普及・啓発の強化</p> <p>(拡) ②「ちばルール」協定店の拡充と店頭回収品目の充実</p> <p>→協定店が実施している店頭での資源物回収（食品トレイや段ボール等）について、より多くの再資源化品目の回収に取り組んでもらえるよう、品目の充実を協定店に働きかけ、焼却ごみ量の削減を図る。</p> <p>(2) 「ちばルール」の施策の推進</p> <p>(新) ②<u>食べきり協力店制度による生ごみ減量・食品ロス削減の推進</u></p> <p>→可燃ごみの半分近くを占める生ごみの減量を促進するため、中央区で実施されている飲食イベント「ちーバル」と協働で、市内飲食店などと連携した「食べきりキャンペーン」等を継続実施する。また、これまで協定を締結していなかった、生ごみ減量・食品ロス削減に取り組む飲食店と協定を結び、取り組みをPRすることで、さらなる減量効果を見込む。</p>
<p>2 国及び他自治体との連携</p> <p>(1) 国及び他自治体との連携や国等への働きかけ</p> <p>(2) 災害時における相互支援・広域連携の体制構築</p>	<p>6 国及び他自治体との連携</p> <p>(1) 国及び他自治体との連携や国等への働きかけ</p> <p>(拡) (2) 災害時における相互支援・広域連携の体制強化</p>	<p>6 国及び他自治体との連携</p> <p>(拡) (2) <u>災害時における相互支援・広域連携の体制強化</u></p> <p>→「20大都市災害時相互応援に関する協定」や「九都県市災害時相互応援に関する協定」をはじめとする災害時などの緊急時における相互支援・広域連携等について、平常時から意見交換を行うなど連携強化を進めていく。</p>

現行計画（24年3月策定）	次期計画案（29年3月策定）	
基本方針1 市民・事業者・市の協働によるごみを出さない社会づくりを推進します。	基本方針1	新規・拡充事業の内容
<p>3 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化</p> <p>(1) 3R教育・学習の推進</p> <p>①リサイクル教育図書の製作・配布</p> <p>②ごみ分別スクールによる児童への3R教育の実施</p> <p>③中・高・大学生を対象とした3R推進の実施</p> <p>④地域社会における総合的な環境学習の実施</p> <p>(2) ごみ処理に関する情報の共有化</p> <p>①出前講座等によるごみ処理に関する情報提供の充実</p> <p>②ごみ減量広報紙「GO!GO!へらそうくん」「リサイクルハンドブック」「家庭ごみと資源物の出し方一覧表」の発行等による、ごみ減量等に関する最新の情報の提供</p> <p>③自治会による地域住民への情報発信の支援</p> <p>④許可業者との連携による事業所への情報提供</p> <p>⑤中小規模の事業所に対する周知・啓発の推進</p> <p>⑥ごみ処理経費などの情報発信</p>	<p>2 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化</p> <p>(1) 3R教育・学習の推進</p> <p>①環境教育教材の製作・配布</p> <p>(拡) ②へらそうくんルームやごみ分別スクールによる3R教育の実施</p> <p>(拡) ③世代別の環境学習プログラムによる積極的な3Rの推進</p> <p>④地域社会における総合的な環境学習の実施</p> <p>(2) ごみ処理に関する情報の共有化</p> <p>①出前講座等によるわかりやすい情報の提供</p> <p>(拡) ②ごみ減量広報紙「GO!GO!へらそうくん」「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」の発行等による、ごみ減量等に関する最新の情報の提供</p> <p>③自治会による地域住民への情報発信の支援</p> <p>④許可業者との連携による事業所への情報提供</p> <p>⑤中小規模の事業所に対する周知・啓発の推進</p> <p>⑥ごみ処理経費やリサイクル等推進基金の収入・支出の情報発信</p>	<p>2 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化</p> <p>(1) 3R教育・学習の推進</p> <p>(拡) ②へらそうくんルームやごみ分別スクールによる3R教育の実施</p> <p>→へらそうくんルームは、ごみの減量やリサイクル意識を生活習慣として定着させるため、保育所（園）・幼稚園にて未就学児向け3R啓発（3R教育図書「へんしん」の紙芝居の読み聞かせ、分別ゲーム等）を実施し、幼児期から3Rへの関心を促す。</p> <p>(拡) ③世代別の環境学習プログラムによる積極的な3Rの推進</p> <p>→ごみの減量やリサイクル意識の定着を図るため、小学生にはごみの分別方法や再資源化について体験学習する「ごみ分別スクール」、中学生には中学校の生徒会等が中心となり、校内の古紙を収集する体験を通して古紙に対する関心を高める「古紙分別収集隊」、高校生には生ごみの減量など、環境に配慮した調理法を学ぶ「エコレシピ料理講習会」、大学生には全国初となる市内大学の横断的組織である「ごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」」による啓発など、世代別に強化する内容を変えて3Rを推進する。</p> <p>(2) ごみ処理に関する情報の共有化</p> <p>①出前講座等によるわかりやすい情報の提供</p> <p>→町内自治会等を対象に実施している「今すぐ実践!ごみ減量講習会」等において、図表やごみ処理費用などを取り入れた資料を用いて、市民にわかりやすい情報提供を心掛け、ごみに関する意識啓発を行う。</p> <p>(拡) ②ごみ減量広報紙「GO!GO!へらそうくん」「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」の発行等による、ごみ減量等に関する最新の情報の提供</p> <p>→ごみ減量広報誌「GO!GO!へらそうくん」にはタイムリーな情報を掲載するとともに、「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」は誌面の充実を図る。また、ごみステーションへの掲示やTwitterやFacebookなどの各種媒体などを活用して積極的な情報発信に努める。</p> <p>⑥ごみ処理経費やリサイクル等推進基金の収入・支出の情報発信</p> <p>→市民・事業者・市がごみ処理に関する情報の共有化を図るため、ごみ減量事業等の実施に活用するリサイクル等推進基金の収入・支出の状況を市政だよりやホームページに掲載するなど積極的に情報提供を行う。</p>

現行計画（24年3月策定）	次期計画案（29年3月策定）	
基本方針1 市民・事業者・市の協働によるごみを出さない社会づくりを推進します。	基本方針1	新規・拡充事業の内容
<p>4 生ごみ、剪定枝の排出抑制の推進</p> <p>(1) 生ごみの減量・再資源化の推進</p> <p>①家庭でできる減量化の取り組みに関する情報提供・啓発</p> <p>②生ごみ減量処理機・肥料化容器の購入費用に対する補助金制度の継続</p> <p>③生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣の充実</p> <p>(2) 剪定枝の減量・再資源化の推進</p> <p>①剪定枝チップ機の貸し出し</p> <p>(3) 剪定枝等の“小さな”循環システムの構築</p> <p>①地域で取り組む剪定枝等の資源化推進</p>	<p>5 生ごみの発生抑制の推進</p> <p>(1) 生ごみの減量・再資源化の強化</p> <p>(拡) ①家庭でできる水切りや手付かず食品などの削減に関する普及啓発</p> <p>(拡) ②生ごみ減量処理機・肥料化容器の購入費用に対する補助金制度の拡充</p> <p>③生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣の充実</p> <p>(新) ④生ごみ減量・再資源化講習会の実施</p> <p>(新) ⑤生ごみ処理物の有効活用方法の検討</p> <p>(2) 削除</p> <p>①削除</p> <p>(3) 削除</p>	<p>5 生ごみの発生抑制の推進</p> <p>(1) 生ごみの減量・再資源化の強化</p> <p>(拡) ①家庭でできる水切りや手付かず食品などの削減に関する普及啓発</p> <p>→可燃ごみの半分近くを占める生ごみの減量を促進するため、食品ロス削減と絡めて啓発を強化し、毎年200トンずつ可燃ごみの減量を段階的に拡大し、年間約1,000トンの減量・再資源化を図る。</p> <p>(拡) ②生ごみ減量処理機・肥料化容器の購入費用に対する補助金制度の拡充</p> <p>→生ごみ減量処理機等の普及を促進するため、補助率や補助額を拡充し、さらなる生ごみの減量・再資源化を推進する。</p> <p>(新) ④生ごみ減量・再資源化講習会の実施</p> <p>(新) ⑤生ごみ処理物の有効活用方法の検討</p> <p>→④及び⑤として、関係団体や地域と連携し、生ごみ減量・再資源化に特化した講習会の実施や、家庭用生ごみ減量処理機等により作られた堆肥等の活用方法や具体的な活用先の検討を進める。</p>
<p>5 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進</p> <p>(1) 発生抑制（リデュース）の促進</p> <p>国及び他自治体との連携や国等への働きかけ {再掲2}</p> <p>(2) 再使用（リユース）の促進</p> <p>①ホームページにおけるフリーマーケットの開催情報等の提供</p> <p>②区役所等の市関連施設における不用品交換情報の提供</p> <p>③リユースカップの普及・促進</p> <p>④マイボトルの普及・促進</p> <p>⑤イベント等でのリユース食器の使用を促進するための各種情報の提供</p>	<p>3 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進</p> <p>(1) 発生抑制（リデュース）の促進</p> <p>国及び他自治体との連携や国等への働きかけ {再掲6}</p> <p>(2) 再使用（リユース）の促進</p> <p>① ホームページにおけるフリーマーケットの開催情報等の提供</p> <p>② 区役所における不用品交換情報の提供</p> <p>③リユースカップの普及・促進</p> <p>(拡) ④マイバッグ・マイボトル等の普及・促進</p> <p>⑤削除</p> <p>(新) ⑥民間事業者の活用等による家庭系・事業系の不用品（リユース可能品）への対応促進</p>	<p>3 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進</p> <p>(2) 再使用（リユース）の促進</p> <p>②区役所における不用品交換情報の提供</p> <p>→現在の実施場所が区役所のみのため、現況に合わせ文言を修正する。</p> <p>(拡) ④マイバッグ・マイボトル等の普及・促進</p> <p>→ごみを削減するためには、ものの使い捨てをやめて繰り返し使う再使用（リユース）を進めることが重要であることから、マイボトルに留まらず、マイバッグ、マイ箸等の普及促進を図り、ごみの減量を推進する。</p> <p>(新) ⑥民間事業者の活用等による家庭系・事業系の不用品（リユース可能品）への対応促進</p> <p>→民間事業者と連携し、不用品のリユース促進を強化する。</p>
<p>6 料金の見直しによるごみの排出抑制</p> <p>(1) 家庭ごみの有料化</p> <p>①実施に係る周知・啓発</p> <p>②実施後のごみ排出抑制効果の検証</p> <p>③ごみ処理費用・手数料収入の用途などの情報提供</p> <p>(2) 処理施設への搬入手数料の見直し</p>	<p>4 料金の見直しによるごみの発生抑制</p> <p>(1) 家庭ごみの有料化</p> <p>①削除</p> <p>②ごみ発生抑制効果の検証</p> <p>③ごみ処理経費やリサイクル等推進基金の収入・支出の情報発信 {再掲2}</p> <p>(2) 処理施設への搬入手数料の見直し</p>	<p>4 料金の見直しによるごみの発生抑制</p> <p>(1) 家庭ごみの有料化</p> <p>②ごみ発生抑制効果の検証</p> <p>→平成26年2月に家庭ごみの有料化を実施しており、今後は、焼却ごみ量の推移などごみの発生抑制効果について検証を行う。</p>
<p>7 ごみ出し支援サービスの実施</p> <p>(1) 高齢者・障害者世帯を対象としたごみ・資源物の戸別収集の実施</p> <p>※高齢者・障害者への安否確認を行う仕組みを含め検討</p>	<p>『19 ごみ出し支援サービスの実施』として、基本方針3に掲載</p> <p>(1) 高齢者・障害者世帯を対象としたごみ出し支援サービスの実施</p>	

現行計画（24年3月策定）	次期計画案（29年3月策定）	
基本方針1 市民・事業者・市の協働によるごみを出さない社会づくりを推進します。	基本方針1	新規・拡充事業の内容
<p>8 環境美化の推進・不法投棄の防止</p> <p>(1) 環境美化に取り組む市民への積極的な支援</p> <p>①清掃ボランティア団体へのごみ袋配付や清掃用具の貸与・支給、表彰の実施</p> <p>②美しい街づくりの日、路上喫煙等ポイ捨て防止に関する街頭キャンペーンの実施</p> <p>③ごみステーション美化活動等に関する表彰の実施</p> <p>(2) 不法投棄の防止</p> <p>①ごみステーション、不法投棄多発場所のパトロールと早期撤去指導</p> <p>②不法投防止強化月間を中心とした、不法投棄未然防止に向けたPRの実施</p> <p>③廃棄物適正化推進員への講習会の拡充</p> <p>④有料化導入に伴う不法投防止対策の実施</p>	<p>7 きれいなまちづくりの推進</p> <p>(1) <u>環境美化の推進</u></p> <p>① 美しい街づくりの日に関する街頭キャンペーンの実施</p> <p>②路上喫煙等ポイ捨て防止に関する街頭キャンペーンの実施</p> <p>③ごみステーション美化活動等に関する表彰の実施</p> <p>(2) <u>清掃ボランティア団体への支援</u></p> <p>①清掃ボランティア団体へのごみ袋配付や清掃用具の貸与・支給</p> <p>8 不法投棄の防止</p> <p>(1) 不法投棄の防止</p> <p>(拡) ①ごみステーション、不法投棄多発場所のパトロールの強化と早期撤去指導の実施</p> <p>②不法投棄防止強化月間を中心とした未然防止のPR</p> <p>③廃棄物適正化推進員への講習会の実施</p> <p>④削除</p> <p>(新) ⑤町内自治会等に対する監視カメラ等の貸与</p>	<p>7 きれいなまちづくりの推進</p> <p>→・個別事業名を市民によりわかりやすい文言に修正する。</p> <p>・「(1) 環境美化の推進」とし、キャンペーン等の推進事業を実施する。</p> <p>・「(2) 清掃ボランティア団体への支援」とし、ボランティア団体へのごみ袋配付や清掃用具の貸与など、清掃活動に対する積極的な支援を実施する。</p> <p>8 不法投棄の防止</p> <p>(1) 不法投棄の防止</p> <p>(拡) ①ごみステーション、不法投棄多発場所のパトロールの強化と早期撤去指導の実施</p> <p>→家庭ごみ手数料徴収制度の併用施策として現在実施している「委託による深夜時間帯の不法投棄防止定点監視」を今後も継続して行うとともに巡回パトロールの実施箇所を増やすなど不法投棄対策を強化する。</p> <p>(新) ⑤町内自治会等に対する監視カメラ等の貸与</p> <p>→家庭ごみ手数料徴収制度の併用施策として現在実施している、不法投棄被害が著しいごみステーションの管理者に対する監視カメラ、ダミーカメラ、センサーライトの貸与を継続して実施し、不法投棄の未然防止を図る。</p>
<p>9 C-EMSによる市庁舎等における率先した3Rの推進</p> <p>(1) 市庁舎等における率先した3Rの推進</p> <p>①対象施設における廃棄物排出削減等の継続実施</p> <p>②目標達成状況、監査結果等のホームページ等での公表</p> <p>③事業系プラスチックごみの分別の推進</p> <p>④許可業者との連携による事業所への情報提供 {再掲3}</p> <p>(2) 取り組みに関する市民・事業者との相互的な情報交換の実施</p>	<p>9 C-EMSによる市庁舎等における率先した3Rの推進</p> <p>(1) 市庁舎等における率先した3Rの推進</p> <p>①対象施設における廃棄物排出削減等の継続実施</p> <p>②目標達成状況、監査結果等のホームページ等での公表</p> <p>③ごみの分別ルールの周知</p> <p>④許可業者との連携による事業所への情報提供 {再掲2}</p> <p>(拡) ⑤指定管理者へのC-EMS適用の拡大</p> <p>(2) 削除（上記②・④に統合）</p>	<p>9 C-EMSによる市庁舎等における率先した3Rの推進</p> <p>(1) 市庁舎等における率先した3Rの推進</p> <p>③ごみの分別ルールの周知</p> <p>→対象をプラスチックごみに限定せず、広く分別ルールの周知徹底を図る。</p> <p>(拡) ⑤指定管理者へのC-EMS適用の拡大</p> <p>→市は、平成13年6月に環境マネジメントの国際規格であるISO14001の認証を取得、平成22年4月から、市独自の環境マネジメントシステムである「C-EMS（チームス）」に移行し、省資源・省エネルギー、グリーン購入、廃棄物排出削減等のエコオフィス活動を積極的に推進している。今後も、率先した3Rの推進に努めるとともに、全庁だけでなく指定管理者にもC-EMS適用を拡大する。</p>

現行計画（24年3月策定）	次期計画案（29年3月策定）	
基本方針2 分別の徹底・推進・拡充による高度な資源化への挑戦により、焼却ごみの継続的な削減を目指します。	基本方針2	新規・拡充事業の内容
<p>10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援</p> <p>(1) 協働によるごみ減量・再資源化に関する取り組みの推進</p> <p>①リユースカップ等の普及促進 {再掲5}</p> <p>②家庭ごみの有料化導入等によるごみ減量推進への取り組みの検討</p> <p>③NPOなどの関係団体との連携・活動支援</p> <p>④家庭や事業所のできるごみ減量や分別の実践のためのきめ細かな情報提供</p> <p>⑤許可業者との連携による事業所への情報提供 {再掲3}</p> <p>⑥中小規模の事業所に対する周知・啓発の推進 {再掲3}</p> <p>(2) 地域活動を推進する廃棄物適正化推進員への支援</p> <p>①研修の充実</p> <p>②ごみ減量・再資源化に関する情報提供の充実</p>	<p>(現行10・11を統合)</p> <p>10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援</p> <p>(1) 協働によるごみ減量・再資源化に関する取り組みの推進</p> <p>①削除 (「個別事業3 (2) 再使用 (リユース) の促進」に統合)</p> <p>②削除</p> <p>(拡) ③市民・事業者との協働による資源物の回収拠点の充実</p> <p>(拡) ④地域においてごみ減量・再資源化を推進する人材の育成</p> <p>⑤削除 (下記(3)に⑦として移動)</p> <p>⑥削除 (事業内容が「協働」に馴染まないため)</p> <p>(新) ⑦事業者との協働による再資源化の推進</p> <p>(2) 地域活動を推進する廃棄物適正化推進員への支援</p> <p>①研修の充実</p> <p>②ごみ減量・再資源化に関する情報提供の充実</p> <p>(3) 地域コミュニティ・事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進</p> <p>①削除 (上記(1)④に統合)</p> <p>②業界団体や商工会等の組織団体に対する講習会・情報提供・意見交換の実施</p> <p>③削除 (上記(1)(新)⑦に統合)</p> <p>④NPOなどの関係団体との連携・活動支援</p> <p>⑤自治会や廃棄物適正化推進員同士で意見や情報交換ができる仕組みづくり</p> <p>⑥削除 (上記⑤に統合)</p> <p>⑦許可業者との連携による事業所への情報提供 {再掲2}</p>	<p>10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援</p> <p>→次の「11 地域コミュニティ・事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進」との関連が深く、区分がわかりづらいことから、この2つを統合し、わかりやすい事業内容に整理する。</p> <p>(1) 協働によるごみ減量・再資源化に関する取り組みの推進</p> <p>(拡) ③市民・事業者との協働による資源物の回収拠点の充実</p> <p>→焼却ごみを継続的に削減していくためには、市民・事業者・市が一体となった取り組みによってはじめて実現できることから、地域における廃食油等の資源物回収拠点の充実を図り、再資源化を促す。</p> <p>(拡) ④地域においてごみ減量・再資源化を推進する人材の育成</p> <p>→地域の課題に応じた出前講座等の実施やNPO法人への活動支援等により、地域の課題解消に向けて実行できる廃棄物適正化推進員や生ごみ資源化アドバイザーなどのキーマンを育成し、地域主体で取り組んでいただくことで、ごみ減量事業の効率化を図る。</p> <p>(新) ⑦事業者との協働による再資源化の推進</p> <p>→事業者に対し古紙保管庫設置費の助成を行うもので、その他の啓発等と合わせて事業系古紙の減量・再資源化量を平成29年度から5年間で毎年100トンずつ、段階的に拡大し、年間約500トンの減量・再資源化を図る。</p>
<p>11 地域コミュニティ・事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進</p> <p>(1) 地域コミュニティ・事業者間ネットワークの取り組み</p> <p>①地域コミュニティにおける人材育成</p> <p>②業界団体や商工会等の組織団体に対する講習会・情報提供・意見交換の実施</p> <p>③中小規模事業者の共同による排出・資源化事業の推進</p> <p>④NPOなどの関係団体との連携・活動支援 {再掲10}</p> <p>⑤自治会同士で意見や情報交換ができる仕組みづくり</p> <p>⑥ごみの適正排出に向けた、廃棄物適正化推進員を中心とした自治会等による取り組み推進</p>		

現行計画（24年3月策定）	次期計画案（29年3月策定）	
基本方針2 分別の徹底・推進・拡充による高度な資源化への挑戦により、焼却ごみの継続的な削減を目指します。	基本方針2	新規・拡充事業の内容
<p>1.2 ごみ排出ルールの遵守・指導徹底</p> <p>(1) ごみステーション排出指導の強化</p> <p>①町内自治会や廃棄物適正化推進員等の協力による排出指導の強化</p> <p>②外国語表記の看板設置など、多くの市民に伝わる排出指導の実施</p> <p>③廃棄物適正化推進員への講習会の拡充 {再掲8}</p> <p>④ごみ分別・排出指導制度に基づく指導等の強化</p> <p>⑤単身世帯など無関心層への情報提供の強化と新たな手法の検討・実施</p> <p>(2) ごみステーション管理の支援</p> <p>①ステーション管理に必要な用具等の貸与の実施</p> <p>②ごみステーション美化活動等に関する表彰の実施 {再掲8}</p> <p>③資源物持ち去り対策の強化</p> <p>(3) 市民参加によるわかりやすい「家庭ごみと資源物の出し方一覧表」の作成</p>	<p>1.1 ごみ排出ルールの遵守・指導徹底</p> <p>(1) ごみステーション排出指導の強化</p> <p>①町内自治会や廃棄物適正化推進員等の協力による排出指導の強化</p> <p>②外国語表記の看板設置、<u>外国語版ガイドブックの配布</u>など、多くの市民に伝わる排出指導の実施</p> <p>③廃棄物適正化推進員への講習会の実施 {再掲8}</p> <p>④ごみ分別・排出指導制度に基づく指導等の強化</p> <p>⑤単身世帯など無関心層への情報提供の強化と新たな手法の検討・実施</p> <p>(2) ごみステーション管理の支援</p> <p>①ステーション管理に必要な用具等の貸与の実施</p> <p>②資源物持ち去り対策の強化</p> <p>③ごみステーション美化活動等に関する表彰の実施 {再掲7}</p> <p>(拡) (3) 市民参加によるわかりやすい「<u>家庭ごみの減量と出し方ガイドブック</u>」等の作成</p> <p>(新) (4) <u>幕張新都心住宅地区における地域特性に応じた排出ルールの徹底</u></p>	<p>1.1 ごみ排出ルールの遵守・指導徹底</p> <p>(1) ごみステーション排出指導の強化</p> <p>②外国語表記の看板設置、<u>外国語版ガイドブックの配布</u>など、多くの市民に伝わる排出指導の実施</p> <p>→外国人に対するごみ排出ルールの指導の一環として、「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」の発行に伴い、外国語版の作成・配布を行う。</p> <p>(拡) (3) 市民参加によるわかりやすい「<u>家庭ごみの減量と出し方ガイドブック</u>」等の作成</p> <p>→市民から寄せられた意見や要望を反映させ、「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」の充実を図るほか、ごみステーションへの掲示などを活用して情報発信する。</p> <p>(新) (4) <u>幕張新都心住宅地区における地域特性に応じた排出ルールの徹底</u></p> <p>→美浜区の幕張新都心住宅地区では、ごみステーション収集ではなく、<u>廃棄物空気輸送システムによる管路収集を採用していることから、排出状況に応じて、随時開封調査による分別排出指導を実施する。</u></p>
<p>1.3 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進</p> <p>(1) 集団回収団体等に対する支援等</p> <p>①資源回収奨励補助金による活動の促進</p> <p>②資源回収に必要な用具の貸与</p> <p>③表彰制度の活用</p> <p>(2) 集団回収のPR及び実施情報の提供</p> <p>(3) 市民が分別排出しやすいシステム作り</p> <p>①古紙類分別に関する情報提供の充実</p> <p>②古紙の出し方の容易化に向けた検討</p> <p>③資源物等の店頭回収・拠点回収場所の設置検討</p> <p>④家庭ごみ有料化による分別排出の促進</p>	<p>1.3 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進</p> <p>(1) 集団回収団体等に対する支援等</p> <p>①資源回収奨励補助金による活動の促進</p> <p>②資源回収に必要な用具の貸与</p> <p>③表彰制度の活用</p> <p>(2) 集団回収量の増加に向けた取り組みの検討・実施</p> <p>①PR及び実施情報の提供</p> <p>(新) ②<u>集団回収における未参加団体へのアプローチの検討・実施</u></p> <p>(3) 市民が分別排出しやすいシステム作り</p> <p>①古紙類分別に関する情報提供の充実</p> <p>②古紙の出し方の容易化に向けた検討</p> <p>(拡) ③<u>民間事業者との連携による持込み回収の実施</u></p> <p>④削除</p> <p>(新) ⑤<u>環境事業所における多様な拠点回収「リサイクルステーション」の検討・実施</u></p> <p>(新) (4) <u>事業系古紙の拠点回収</u></p>	<p>1.3 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進</p> <p>(2) 集団回収量の増加に向けた取り組みの検討・実施</p> <p>(新) ②<u>集団回収における未参加団体へのアプローチの検討・実施</u></p> <p>→再資源化できる紙類は、可燃ごみの約1割を占めていることから、集団回収への参加による市民意識の向上を図るため、未参加団体に対する説明会の開催のほか、効果的な手法の検討・実施を行い、再資源化の推進を図る。</p> <p>(3) 市民が分別排出しやすいシステム作り</p> <p>(拡) ③<u>民間事業者との連携による持込み回収の実施</u></p> <p>→さらなるごみの減量・再資源化を推進するため、定期的に民間事業者と連携した持込み回収を実施し、排出機会を提供するとともに市民の利便性の向上を図る。</p> <p>(新) ⑤<u>環境事業所における多様な拠点回収「リサイクルステーション」の検討・実施</u></p> <p>→環境事業所を、地域の身近な回収拠点「リサイクルステーション」として位置づけ、現在実施している古紙・使用済小型家電・廃食油のほか、回収品目の拡大等を検討・実施する。</p> <p>(新) (4) <u>事業系古紙の拠点回収</u></p> <p>→事業系古紙の再資源化促進を図るため、オフィス街や商店街で月に1度古紙回収の拠点を設置し回収を行う。</p>
<p>1.4 プラスチック製容器包装の再資源化の推進</p> <p>(1) その他プラスチックの再資源化の推進</p>	<p>削除</p> <p>(国の法改正による市町村の大幅な費用負担の軽減等のしくみがなければ、費用対効果の面で大きな問題があるため。)</p>	<p>(ただし、国の法改正により、市町村の大幅な費用負担の軽減等があった場合を想定し、引き続き検討を行うことについて、個別事業1.5「さらなる再資源化品目の検討・推進施策」の中に位置づける。)</p>

現行計画（24年3月策定）	次期計画案（29年3月策定）	
基本方針2 分別の徹底・推進・拡充による高度な資源化への挑戦により、焼却ごみの継続的な削減を目指します。	基本方針2	新規・拡充事業の内容
<p>1 5 剪定枝等の再資源化の推進</p> <p>(1) 剪定枝等の“小さな”循環システムの構築 {再掲4}</p> <p>(2) 剪定枝等の“大きな”循環システムの構築</p>	<p>1 4 剪定枝等の再資源化の推進</p> <p>(1) 削除</p> <p>(2) 削除</p> <p>(新) (1) <u>家庭系剪定枝等の再資源化の推進</u></p> <p>(新) ①<u>家庭系剪定枝等の再資源化事業の推進</u></p> <p>②<u>剪定枝チップ機の貸し出し</u></p> <p>(新) (2) <u>事業系剪定枝等の再資源化の推進</u></p>	<p>1 4 剪定枝等の再資源化の推進</p> <p>(新) (1) <u>家庭系剪定枝等の再資源化の推進</u></p> <p>(新) ①<u>家庭系剪定枝等の再資源化事業の推進</u></p> <p>→家庭から発生する剪定枝等の循環システムを推進し再資源化を図ることで、年間約5,500トンの焼却ごみ削減を見込む。</p> <p>(新) (2) <u>事業系剪定枝等の再資源化の推進</u></p> <p>→事業系剪定枝等について、民間再資源化施設への搬入を誘導することで、年間約2,000トンの焼却ごみ削減を見込む。</p>
<p>1 6 生ごみの再資源化の推進</p> <p>(1) 家庭系生ごみの段階的な拡充</p> <p>(2) 事業系生ごみの再資源化の促進</p> <p>①食品関連事業者に対する登録再生事業者への生ごみ排出の誘導による、再資源化の促進</p> <p>②先進的な取組事例・方法等の情報提供</p>	<p>1 5 生ごみの再資源化の推進</p> <p>(1) <u>家庭系生ごみの減量・再資源化の強化</u></p> <p>① <u>生ごみ減量処理機・肥料化容器の購入費用に対する補助金制度の拡充 {再掲4}</u></p> <p>② <u>資源化アドバイザーの養成・派遣の充実 {再掲5}</u></p> <p>③ <u>生ごみ減量・再資源化講習会の実施 {再掲5}</u></p> <p>(2) 事業系生ごみの再資源化の促進</p> <p>① 食品関連事業者に対する登録再生利用事業者への生ごみ排出の誘導による、再資源化の促進</p> <p>② 先進的な取組事例・方法等の情報提供</p> <p>(新) ③ <u>事業系生ごみを登録再生利用事業者へ排出する事業者に対する啓発・支援</u></p> <p>(新) ④ <u>民間再資源化処理施設への学校給食等の食品残渣の再資源化の促進</u></p>	<p>1 5 生ごみの再資源化の推進</p> <p>(2) 事業系生ごみの再資源化の促進</p> <p>(新) ③<u>事業系生ごみを登録再生利用事業者へ排出する事業者に対する啓発・支援</u></p> <p>→さらなる事業系生ごみの再資源化の促進を目指すため、事業系生ごみを民間再資源化処理施設で処理する事業者に対する啓発や支援を行い、再資源化へ誘導する。この事業をはじめ、事業系生ごみの再資源化による減量・再資源化量として年間約2,000トンを見込む。</p> <p>(新) ④<u>民間再資源化処理施設への学校給食等の食品残渣の再資源化の促進</u></p> <p>→さらなる事業系生ごみの再資源化の促進を目指すため、学校や保育所などの給食残渣を民間再資源化処理施設で処理することにより、焼却ごみの減量・再資源化量の増加として年間約800トンを見込む。</p>
<p>1 7 さらなる資源化品目の検討・推進施策</p> <p>(1) 製品プラスチックの分別収集の検討</p> <p>(2) 民間事業者との連携による小型家電の分別収集の検討</p>	<p>1 7 さらなる再資源化品目の検討・推進施策</p> <p>(1) <u>単一素材プラスチックの拠点回収等の検討</u></p> <p>(2) 民間事業者との連携による<u>持込み回収の実施 {再掲13}</u></p> <p>(3) <u>その他プラスチック製容器包装の再資源化の検討</u></p>	<p>1 7 さらなる再資源化品目の検討・推進施策</p> <p>(1) <u>単一素材プラスチックの拠点回収等の検討</u></p> <p>→リサイクルに適したプラスチックという意味で文言を修正する。</p> <p>(3) <u>その他プラスチック製容器包装の再資源化の検討</u></p> <p>→現行計画で実施予定としていた個別事業「プラスチック製容器包装の再資源化」について、費用対効果等の理由から次期計画では実施を見合わせるが、国が法改正を行う場合を見据え、個別事業「さらなる再資源化品目の検討」の具体事業として引き続き情報収集と検討を行う。</p>

現行計画（24年3月策定）	次期計画案（29年3月策定）	
基本方針2 分別の徹底・推進・拡充による高度な資源化への挑戦により、焼却ごみの継続的な削減を目指します。	基本方針2	新規・拡充事業の内容
<p>1 8 事業所ごみの排出管理・指導の徹底</p> <p>(1) 事業所ごみの減量・再資源化対策の強化</p> <p>①事業用大規模建築物所有者に義務付けている減量計画書の見直し、それに対する指導・立入調査の強化、排出抑制・分別徹底指導</p> <p>②事業所ごみ通信「リサイクルちば」への掲載や廃棄物講演会等による事業者の優れた取り組みのPR</p> <p>③許可業者を通じた事業所への情報提供の推進 {再掲3}</p> <p>④減量達成事業者に対する表彰制度の活用</p> <p>(2) 事業所ごみの不適正排出対策の強化</p> <p>①未契約事業者の調査・把握及び適正排出の指導</p> <p>②未契約事業者の多い業種を中心としたPR・指導の強化</p> <p>③ごみ分別・排出指導制度に基づく指導等の実施</p> <p>④事業所からごみステーションの不適正排出が多い地域に対する、家庭ごみ戸別収集によるさらなる防止策の推進</p>	<p>1 2 事業所ごみの排出管理・指導の徹底</p> <p>(1) 事業所ごみの減量・再資源化対策の強化</p> <p>① 事業用大規模建築物所有者に義務付けている減量計画書の見直し、それに対する指導・立入調査の強化、排出抑制・分別徹底指導</p> <p>② 事業所ごみ通信「リサイクルちば」などへの掲載や廃棄物講演会等による事業者の優れた取り組みのPR</p> <p>③ 許可業者を通じた事業所への情報提供の推進 {再掲2}</p> <p>④ <u>ごみ減量・再資源化優良事業者に対する表彰制度の活用</u></p> <p>(新) ⑤商業施設等のテナントに対する分別排出の推進</p> <p>(2) 事業所ごみの不適正排出対策の強化</p> <p>① <u>契約事業者に対する適正排出指導の強化</u></p> <p>② <u>削除（上記①に統合）</u></p> <p>③ ごみ分別・排出指導制度に基づく指導等の実施</p> <p>④ 作業所からごみステーションの不適正排出が多い地域に対する、<u>防止策の推進</u></p>	<p>1 2 事業所ごみの排出管理・指導の徹底</p> <p>(1) 事業所ごみの減量・再資源化対策の強化</p> <p>④<u>ごみ減量・再資源化優良事業者に対する表彰制度の活用</u> →事業名称の変更により文言を修正する。</p> <p>(新) ⑤商業施設等のテナントに対する分別排出の推進 →排出量の多い古紙類などを中心に事業所や商業施設における分別を促進するため、テナントビルを対象に訪問説明会を実施し、さらなる事業所ごみの減量・分別排出の推進を図る。その他の啓発等と合わせて事業系古紙の減量・再資源化量を平成29年度から5年間で毎年100トンずつ、段階的に拡大し、年間約500トンの減量・再資源化を図る。</p> <p>(2) 事業所ごみの不適正排出対策の強化</p> <p>④事業所からごみステーションの不適正排出が多い地域に対する、<u>防止策の推進</u> →家庭ごみの戸別収集に限定せず、広く防止策の検討を行う。</p>
<p>1 9 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施</p> <p>(1) 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の継続実施</p> <p>①検査の実施状況等を継続的に検討</p> <p>②不適正搬入者への指導の実施</p>	<p>1 6 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施</p> <p>(1) 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の継続実施</p> <p>①検査の実施状況等を継続的に検討</p> <p>②不適正搬入者への指導の実施</p>	

現行計画（24年3月策定）	次期計画案（29年3月策定）	
基本方針3 低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れたシステムの構築を目指します。	基本方針3	新規・拡充事業の内容
<p>20 収集運搬体制の合理化</p> <p>(1) 環境にやさしい収集車の導入</p> <p>①低公害車の導入</p> <p>②収集車用のバイオマス燃料の利用の調査・検討</p> <p>(2) 収集体制の整備・見直し</p> <p>①収集頻度、収集区域、収集車両の種類及び車両数等の見直し</p> <p>②ごみステーション管理システムの維持・管理</p> <p>③粗大ごみ収集の委託化</p> <p>④収集運搬業務委託における競争入札の検討・実施</p>	<p>18 収集運搬体制の合理化</p> <p>(1) 環境にやさしい収集車の導入</p> <p>①低公害車の導入</p> <p>②低炭素社会に向けた収集車におけるバイオマス燃料の利用の導入</p> <p>(2) 収集体制の整備・見直し</p> <p>①収集頻度、収集区域、収集車両の種類及び車両数等の見直し</p> <p>②ごみステーション管理システムの維持・管理</p> <p>③削除</p> <p>④収集運搬業務委託の効率化に向けた検討</p> <p>(新) ⑤幕張クリーンセンター（幕張新都心廃棄物空気輸送システム）の維持管理</p> <p>(新) (3) 環境事業所の体制見直しの検討</p>	<p>18 収集運搬体制の合理化</p> <p>(1) 環境にやさしい収集車の導入</p> <p>②低炭素社会に向けた収集車におけるバイオマス燃料の利用の導入</p> <p>→「調査・検討」を「導入」に修正する。廃食油の回収リサイクルとの連携により、環境事業所の収集車のバイオマス燃料として利用する。</p> <p>(2) 収集体制の整備・見直し</p> <p>④収集運搬業務委託の効率化に向けた検討</p> <p>→資源物のコンテナ収集を、将来袋収集に変更することなどを視野に入れた車両配置の見直し等について検討する。</p> <p>(新) ⑤幕張クリーンセンター（幕張新都心廃棄物空気輸送システム）の維持管理</p> <p>→平成28年度4月より企業庁より移管を受け、施設の維持管理を適正に行っていく。</p> <p>(新) (3) 環境事業所の体制見直しの検討</p> <p>→収集運搬体制の効率化を図るため、環境事業所の配置等について検討する。</p>
<p>(7 ごみ出し支援サービスの実施) {再掲}</p> <p>(1) 高齢者・障害者世帯を対象としたごみ・資源物の戸別収集の実施</p> <p>※高齢者・障害者への安否確認を行う仕組みを含め検討</p>	<p>19 ごみ出し支援サービスの実施</p> <p>(現行計画では基本方針3には再掲)</p> <p>(1) 高齢者・障害者世帯を対象とした<u>ごみ出し支援サービス</u>の実施</p>	<p>19 ごみ出し支援サービスの実施</p> <p>※基本方針1から3へ事業の位置づけを見直し</p> <p>(1) 高齢者・障害者世帯を対象とした<u>ごみ出し支援サービス</u>の実施</p> <p>→現行計画では、「高齢者・障害者世帯を対象としたごみ・資源物の戸別収集の実施」としているが、家庭ごみ手数料徴収制度の併用施策として、高齢者などのごみ出しを町内自治体などの団体が支援する「ごみ出し支援サービス」を実施していることから、取り組みに合わせ文言を修正する。</p>
<p>21 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築（エコーを含む）</p> <p>(1) 事業系ごみの民間処理の促進</p> <p>①事業系ごみの民間処理に向けた事業化の促進</p> <p>②市内の廃棄物処理施設の活用の促進</p> <p>(2) 民間施設の活用を含めた処理・資源化システムの検討</p> <p>①民間施設の活用を含めた<u>その他プラスチック、剪定枝の資源化</u></p> <p>②民間施設の活用を含めた新規品目の資源化の検討</p> <p>③民間施設の活用を含めた安定的な処理システムの構築</p> <p>④災害時における民間施設との支援体制の構築</p>	<p>20 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築</p> <p>(1) 事業系ごみの民間処理の促進</p> <p>①民間施設を活用した事業系ごみ処理の促進</p> <p>②市内の廃棄物処理施設の活用の促進</p> <p>(2) 民間施設の活用を含めた処理・再資源化システムの検討</p> <p>①民間施設の活用を含めた<u>剪定枝、その他品目</u>の再資源化</p> <p>②削除（上記①に統合）</p> <p>③民間施設の活用を含めた安定的な処理システムの構築</p> <p>④災害時における民間施設との支援体制の強化</p> <p>⑤事業系生ごみを登録再生利用事業者へ排出する事業者に対する支援 {再掲15}</p> <p>⑥民間再資源化処理施設への学校給食等の食品残渣の再資源化の促進 {再掲15}</p>	<p>20 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築</p> <p>(1) 事業系ごみの民間処理の促進</p> <p>①民間施設を活用した事業系ごみ処理の促進</p> <p>→わかりやすく明確な表現に文言を修正する。</p> <p>(2) 民間施設の活用を含めた処理・再資源化システムの検討</p> <p>④災害時における民間施設との支援体制の強化</p> <p>→災害時などの緊急時の体制等について、民間施設と平常時から意見交換を行うなど連携強化を進めていく。</p>
<p>22 焼却残渣の再生利用の推進</p> <p>(1) 焼却残渣の再生利用</p> <p>①焼却残渣の溶融スラグ化、エコセメント化による再利用</p> <p>②溶融スラグの利用促進</p>	<p>21 焼却残渣の再生利用の推進</p> <p>(1) 焼却残渣の再生利用</p> <p>①<u>焼却残渣の溶融スラグ化による再利用</u></p> <p>②溶融スラグの利用促進</p> <p>③溶融スラグの利用先拡大</p>	<p>21 焼却残渣の再生利用の推進</p> <p>(1) 焼却残渣の再生利用</p> <p>①<u>焼却残渣の溶融スラグ化による再利用</u></p> <p>→東日本大震災の影響による民間エコセメント施設の稼働停止により、今後エコセメント化を進める見込みが無いことから、文言を修正する。</p> <p>③溶融スラグの利用先拡大</p> <p>→スラグ活用について、他都市や民間施設からの情報収集などを行うことにより、利用先の拡大を図る。</p>

現行計画（24年3月策定）	次期計画案（29年3月策定）	
基本方針3 低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れたシステムの構築を目指します。	基本方針3	新規・拡充事業の内容
2.3 焼却処理施設の長期的な運用計画の推進 (1) 焼却処理施設の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討	2.2 焼却処理施設の長期的な運用計画の推進 (1) 焼却処理施設の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討	
2.4 最終処分場の適正管理 (1) 最終処分場の適正な維持管理 ①埋立物の飛散防止に係る適切な処分及び浸出水の適正処理の実施 ②観測井、民家井の水質調査の実施 ③最終処分場の残余容量の把握 (2) 最終処分場の維持管理における民間活用の実施	2.3 最終処分場の適正管理 (1) 最終処分場の適正な維持管理 ①埋立物の飛散防止に係る適切な処分及び浸出水の適正処理の実施 ②観測井、民家井の水質調査の実施 ③最終処分場の残余容量の把握 (拡) (2) 最終処分場の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討	2.3 最終処分場の適正管理 (拡) (2) 最終処分場の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討 →現行計画においては「民間活用の“実施”」として平成25年度より長期委託を導入したが、今後はこれを継続し、現長期契約の更新等も含めた長期的な計画を検討する。
2.5 安定的な処理体制を目指したごみ処理施設の配置・整備計画の推進 (1) 北谷津清掃工場の廃止 (2) 北清掃工場代替施設の整備内容の検討 (3) 資源化品目の拡大等、収集体制の変更に併せた新浜リサイクルセンターの高機能化に向けた更新の検討 (4) 最終処分場の再生・延命化に向けた検討	(現行2.5を2.4・2.5・2.6に分割) →次期計画では長期的・総合的な視点で、焼却施設・リサイクル施設・最終処分場の整備について位置づける必要があることから、3つの個別事業に分け、わかりやすい事業内容に整理する。 2.4 安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の計画・整備 (新) (1) 新清掃工場の建設 (新) ①災害に強く、安全で安定稼働できる清掃工場の建設 (新) ②環境意識の高い低炭素・循環型社会に適応した清掃工場の建設 (新) (2) 新港清掃工場のリニューアルの計画及び更新 (3) エネルギー利用の強化に向けたごみ処理技術の検討 2.5 安定的・効率的な処理体制を目指したリサイクル施設の計画・整備 (新) (1) 新浜リサイクルセンターの延命化及び維持管理における民間活用の検討 (新) (2) 高機能化を踏まえた次期リサイクル施設の計画及び建設 2.6 安定的・効率的な処理体制を目指した最終処分場の計画・整備 (新) (1) 新内陸最終処分場の延命化 (新) (2) 次期最終処分場の計画及び建設 (新) (3) 塵芥汚水処理場の更新	2.4 安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の計画・整備 (新) (1) 新清掃工場の建設 (新) ①災害に強く、安全で安定稼働できる清掃工場の建設 (新) ②環境意識の高い低炭素・循環型社会に適応した清掃工場の建設 →①及び②については、「一般廃棄物処理施設整備計画」で示されている、新清掃工場のコンセプトを準用する。 (新) (2) 新港清掃工場のリニューアルの計画及び更新 →「一般廃棄物処理施設整備計画」により、施設の長期的な整備方針が具体化されたため、その内容に準じて文言等を修正する。 2.5 安定的・効率的な処理体制を目指したリサイクル施設の計画・整備 → (1) 及び (2) については、「一般廃棄物処理施設整備計画」により、施設の長期的な整備方針が具体化されたため、その内容を準用する。 2.6 安定的・効率的な処理体制を目指した最終処分場の計画・整備 → (1) ～ (3) については、「一般廃棄物処理施設整備計画」により、施設の長期的な整備方針が具体化されたため、その内容を準用する。
2.6 新たな資源化システムの検討 (1) 安定的な処理を実現するための民間施設を含めた総合的なごみ処理システムの検討 (2) エネルギー利用の強化に向けたごみ処理システムの検討 (3) 資源化品目の拡大等、収集体制の変更に併せた新浜リサイクルセンターの高機能化に向けた更新の検討{再掲2.5} (4) 民間施設の活用を含めた処理・資源化システムの検討 {再掲2.1}	削除 ((1)～(4)の具体事業の掲載場所の変更) <u>(1) 削除 (個別事業2.2へ)</u> <u>(2) 削除 (個別事業2.4へ)</u> <u>(3) 削除 (個別事業2.5へ)</u> <u>(4) 削除 (個別事業2.0へ)</u>	
2.7 適正処理困難物等の処理推進 (1) 適正処理困難物等の処理促進 (2) 資源化品目の拡大等、収集体制の変更に併せた新浜リサイクルセンターの更新に併せた処理品目の検討	2.7 適正処理困難物等の処理推進 (1) 適正処理困難物等の処理促進 (2) 再資源化品目の拡大等、収集体制の変更に併せた新浜リサイクルセンターの更新に併せた処理品目の検討	